

第

1945

号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年12月5日 水曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 分割払いの役員退職金

Q : 当社の取締役が退職しました。退職金は、株主総会の決議により、総額2千万円と確定していますが、資金繰りの都合で4年にわたって分割して支払うことになりました。

この場合、確定した事業年度に総額を未払金に計上せず、支払った期に退職給与として損金算入することは認められますか。

A : 不相当に高額でない限り認められます。

【解説】

役員退職給与は、損金経理をした金額のうち不相当に高額な部分を除き、損金算入が認められていますが、その損金算入時期については、株主総会の決議等により、その額が具体的に確定した日の属する事業年度とされています。

ただし、法人がその退職給与の額を支給した日の属する事業年度において支給した額につき、損金経理をしたときは、これを認めることとされています。

これは、利益調整等による企業の恣意性を排除する一方、不相当に高額で損金として認められないようなものは別として、役員であるがゆえ、資金繰りがつくまでは実際に支給しないこともあり得るところから、実態に即した取扱いを認めようとする趣旨によるものと思われます。

ご質問の場合も、確定している退職給与の金額が法人の規模等からみて不相当に高額でない限り、実際に支給した日の属する事業年度において損金経理を条件に損金に算入することが認められます。

